

匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の第三者提供

よくあるご質問（FAQ）

2023年10月作成

②『特別抽出』に関する質問

（全般）

1	Q	「名寄せ」とは何か。
	A	<p>ある条件で抽出したレセプトに含まれる患者 ID と同一の患者 ID を持つレセプトを、合わせて抽出対象とする紐づけ処理のことです。</p> <p>例えば、糖尿病と診断された患者に対して、院外処方された医薬品に関する情報を取得したい場合、以下のように指定することで該当のデータを抽出することが可能です。</p> <p>※「医科レセプト」に糖尿病に関する抽出条件（傷病コード等）を設定した上で名寄せ先に「調剤レセプト」を指定する。</p> <p>※名寄せについて、詳細は別添 8 の「はじめにお読みください」を参照ください。</p>

2	Q	患者 ID として複数種類の ID があるが、それぞれの差は何か。
	A	<p>患者 ID1 : 保険者番号等を元に生成した ID</p> <p>患者 ID1n : 保険者番号等を元に生成した ID（レセプト情報と特定健診等情報の紐づけ用）</p> <p>患者 ID2 : 氏名等を元に生成した ID</p> <p>患者 ID4 : 氏名等を元に生成した ID（匿名介護情報及び匿名診療等関連情報との紐づけ用）</p> <p>患者 ID5 : 被保険者番号の履歴情報を元に生成した ID</p> <p>患者 ID1 及び患者 ID1n は、保険者が変更された場合（転職、退職、後期高齢者医療制度への加入等）に異なった ID が作成されてしまい、同じ人物を紐付けすることができません。</p> <p>患者 ID2 及び患者 ID4 は、氏名が変更された場合（結婚、レセプトへの氏名誤記、外字の利用等）に異なった ID が作成されてしまい、同じ人物を紐付けすることができません。</p> <p>患者 ID5 は、オンライン資格確認等システムの基盤において保持している個人単位化された被保険者番号の履歴情報を活用し、個人に対して 1 つの ID を付すことで、上記の患者 ID の課題に対応した患者 ID です。2022 年 2 月診療分レセプト、2020 年度分の特定健診から NDB に格納されており、2022 年 6 月開催の匿名医療情報等の提供に関する専門委員会の審査分から提供が開始されました。</p>

3	Q	名寄せ条件を「両方」とした場合、患者 ID1 と患者 ID2 の両方が等しいレセプトが名寄せされる（AND 条件）のか。
	A	<p>どちらか一方の患者 ID が一致したレセプトが抽出対象となります。（OR 条件）</p> <p>※名寄せについて、詳細は別添 8 の「はじめにお読みください」を参照ください。</p>

4	Q	医療機関マスターの提供を受けることは可能か。
	A	「医療機関マスター」の原本は各地方厚生局が管理しているため、各地方厚生局のホームページからダウンロードの上、必要に応じて加工していただきますようお願いいたします。 マスターの使用については、原則依頼者様でご用意頂いていますが、NDBでは標準的なマスターをご用意しており、NDB標準医療機関マスターから二次医療圏コードを追加するなどが可能です。標準マスターを使用する際は抽出テンプレート上に使用方法をご記載ください。また、マスターを使うにあたって、マスターに存在しないコードがあった場合の対応方法も明記ください。(空で出力や、99を格納する等) 指定の無い場合は、空での出力となります。

5	Q	医療機関コードを匿名化する際、同一の医療機関から請求されたレセプトであることが判別できるような通番を付与いただくことは可能か。
	A	ご提供するデータセット内に固有の匿名化通番を付与することが可能です。

6	Q	医療機関毎の施設特性データ(DPC対象病院、精神科病院、特定機能病院等)をフラグとして提供いただくことは可能か。
	A	医療機関コードの一覧と施設特性データとして付与すべきフラグの対応表をご用意いただければ、当該対応表に従って変換の上、データをご提供することは可能です。ただし、医療機関の特定につながり得るフラグである場合はこの限りではなく、審査の上、研究に必要と認められた場合に提供されます。研究計画における必要性をお示しください。